

住民監査請求に係る監査結果報告書

(上條小学校 3 号館耐震補強工事に係る住民監査請求)

泉大津市監査委員

目 次

第1	請求の受付	1
1	請求人	
2	監査請求書の提出	
3	請求の要旨	
4	請求の要件審査	
第2	監査の実施	2
1	監査対象事項	
2	監査対象部局	
3	請求人の証拠の提出及び陳述	
4	関係対象部局に対する事情聴取	
5	関係対象部局の見解	
第3	請求内容に係る事実経過	4
1	上條小学校3号館耐震補強工事契約等について	
2	耐震補強設計業務委託契約並びに工事請負契約の決裁権者について	
3	耐震補強設計業務を受託した業者との契約が市長名であることについて	
4	当時の市長及び教育長に対しての聞き取りについて	
5	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約にした理由について	
6	他の業者との競争にできなかったことについて	
第4	監査の結果	5
第5	結論	6
第6	意見	6

第1 請求の受付

1 請求人

(氏名省略)

2 監査請求書の提出

平成29年5月1日

3 請求の要旨

(原文のとおり)

(1) 違法・不当な公金支出

泉大津市教育委員会は市立上條小学校の校舎（3号館）の耐震補強工事に関して設計業者から「コンクリート強度が弱く耐震工事は困難」と指摘されたにも関わらず、別の業者に頼んで工事を行った。

地方自治法第2条第14項が事務処理にあたって最少限の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法第4条第1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに反するものである。以下、理由を具体的に述べる。

(2) 理由

平成29年4月17日付けの毎日新聞のインターネット記事によると、3号館は1963年に一部が建設された後、増築された。2009年に耐震補強の前提となる建物のコンクリート強度を調べたところ、国の基準を大幅に下回ったため、委託された設計業者は業務を辞退した。だが、市教育委員会は別の業者に設計を依頼して2010年11月に約3300万円かけて耐震工事を終えた。この業者は工事前に「コンクリートの強度不足を前提とする」との覚書を市教育委員会と結んでいた。

市教育委員会は2015年末に改正耐震改修促進法に基づき、大阪府に経緯を報告。大阪府は2016年3月に「コンクリート強度が基準に達せず、補強したと判断できない」と指摘した。市教育委員会は保護者に説明し、2016年10月に3号館を閉鎖した。

(3) 結論

以上の点から見て市立上條小学校3号館校舎の耐震補強工事に関する支出は地方自治法が第138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課していること、同法第2条第14項が事務処理にあたって最少の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法第4条第1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに鑑

みれば、この支出は違法・不当な財政上の支出であるから、市長はこの工事に関する費用全額を損害賠償請求する措置をとる義務がある。

(4) 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。市立上條小学校3号館耐震補強工事に支出した全額（約3300万円）を工事発注時の市長（氏名省略）及び教育長に対して損害賠償請求せよ。

以上の通り、地方自治法第242条第1項に基づき、事実証明を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

4 請求の要件審査

請求内容についての具体的な検討に先立って、本請求が地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、平成29年5月18日付けで受理する。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人は、泉大津市教育委員会は上條小学校3号館の耐震補強工事にに関して設計業者から「コンクリート強度が弱く耐震工事は困難」と指摘されたにも関わらず、別の業者に設計を依頼して約3,300万円かけて耐震補強工事を行ったことは、地方自治法及び地方財政法の規定に鑑みれば違法・不当な支出であり、これにより泉大津市に損害が生じていると主張しているが、当該支出について違法性・不当性があるのかどうかを監査対象とした。

2 監査対象部局

泉大津市教育委員会

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

次のとおり新たな証拠の提出があり、同日付で受理した。

- (1) 上條小学校3号館外2校耐震診断及び補強設計業務委託関係書類の写し
- (2) 上條小学校3号館外2校耐震診断及び補強設計業務委託の業務内容変更関係書類の写し
- (3) 上條小学校3号館耐震診断及び補強設計業務委託関係書類の写し
- (4) 上條小学校3号館耐震診断及び補強設計業務委託契約締結関係書類の写し
- (5) 上條小学校3号館地震補強工事の施工関係書類の写し

- (6) (上條小学校3号館地震補強工事) 請負契約締結関係書類の写し
- (7) 上條小学校3号館地震補強工事の設計変更及び工期の変更関係書類の写し
- (8) (上條小学校3号館地震補強工事) 変更契約締結関係書類の写し
- (9) 上條小学校3号館耐震補強設計に係る第三者委員会報告書の写し

請求人から請求の趣旨を述べるとともに、小学校という公共施設の非常に重要な耐震化工事に対して、その目的が達成されないにも関わらず工事をしたことは、非常に重大な過ちである。なお且つ、避難場所でもあり、重々注意をして憚らないにもかかわらず、こういうことが起きてしまったことに対して、非常に残念であると陳述した。

なお、この陳述に際して関係職員3名（教育部長、教育総務課長、教育総務課長補佐）が立会いをした。

日時 平成29年6月7日（水）午前10時00分～午前10時10分
場所 泉大津市役所 3階 委員室

4 関係対象部局に対する事情聴取

関係対象部局である教育委員会職員に対して、次のとおり事情聴取を実施した。なお、この事情聴取に際して請求人が立会いをした。

日時 平成29年6月7日（水）午前11時00分～午前11時14分
場所 泉大津市役所 3階 委員室

事情を聴取した職員

泉大津市教育委員会	教育部長
泉大津市教育委員会	教育部教育総務課長
泉大津市教育委員会	教育部教育総務課長補佐

5 関係対象部局の見解

上條小学校3号館の耐震補強設計に関しては、その経緯、原因等を公正中立かつ客観的に検証するため、第三者委員会を設置・開催した。

第三者委員会は報告書を作成し、その中で、「建替えに方針転換した場合、計画年度内では耐震化が完了できず、文部科学省の補助金および市予算の確保に係る手続き等を考慮すると、さらに耐震性能の低い危険な建物の存続期間が長引くことが予想されたため、市は耐震補強の方向で引続き検討せざるを得ないと判断した。」と見解を述べている。

また、3号館の現状としては、「コンクリート強度が低いことに十分配慮した補強設計を行い、安全率を十分に確保する補強方針・補強計画を立てている。」とも

述べている。さらには、本年3月に開催された議員総会においても、第三者委員会委員長がコンクリート強度は公的基準より低いものの、確かに耐震性能は向上しているとの見解を示すとともに、平成22年時点の補強は、6年間の安全確保に寄与しており、この間、熊本、東北などで発生した大地震がこの近くで起きていた場合を考えると、当時の耐震補強工事は誤った行為ではなかった旨の発言があった。

以上を踏まえ、教育委員会としては、当時、限られた予算の中で早急に児童の安全を確保するために、耐震補強工事の実施という方法を選択したものと考えており、3号館は結果的には閉館としたが、当時の耐震補強工事は予算や技術的観点から当面の児童の安全確保のために実施できる最善の対処であったと考えている。

従って、住民監査請求書にある地方自治法第2条第14項、同法第138条の2及び地方財政法第4条第1項のいずれにも反するものではないと考えている。

第3 請求内容に係る事実経過

本請求に係る事実経過は、教育委員会から提出された資料及び関係職員の事情聴取等によれば以下のとおりである。

1 上條小学校3号館耐震補強工事契約等について

耐震補強工事契約等の内容等は、次表のとおりである。

契約年月日	内 容	金 額 (円)	契約者
平成22年 2月 9日	上條小学校3号館耐震診断及び補強設計業務委託契約	3,549,000	市長
平成22年6月30日	上條小学校3号館地震補強工事請負契約	25,511,850	教育長
平成22年9月27日	上條小学校3号館地震補強工事設計変更及び工期変更契約	4,560,150	教育長

2 耐震補強設計業務委託契約並びに工事請負契約の決裁権者について

上條小学校3号館の耐震補強設計委託契約については2回行われており、最初は複数棟で市長、2回目は3号館のみで教育長となっている。また、工事請負契約については教育長となっている。

3 耐震補強設計業務を受託した業者との契約が市長名であることについて

教育委員会に対する事務委任規則によると、500万円未満の業務委託の契約締結は市長から教育委員会への委任事務となっているが、市長名になっているこ

とについて、理由は確認できない。

4 当時の市長及び教育長に対しての聞き取りについて

当時の市長については、最初の設計業者が辞退した後、再度の設計業務委託契約や工事請負契約は教育長が決裁権者になっているため、当時の市長への聞き取りは行わなかった。

また、当時の教育長に対しては聞き取りを行ったが、当時の教育長は「本事案の時は就任間もなく、工事関係のことはよく理解していなかった。また、当時の職員からそのような説明があったか記憶にない」とのことである。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約にした理由について

上條小学校3号館は2度に亘る増築を実施し、鉄筋コンクリート造と鉄骨造が重なる複雑な構造であり、業務期間も短く、そのため高い構造補強設計技術を持つ業者に委託する必要があるため、先に穴師小学校や浜小学校で実績のある当該業者なら適当と判断し、その特殊性を勘案し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した。

6 他の業者との競争にしなかったことについて

日本建築防災協会が示す基準以下の建築物については、一般的に耐震補強設計をすることが困難だとされており、最初の設計業者が辞退したのもこれによるとところが大きかったと考えられる。また、当時の担当者は数社の設計業者に相談した結果、耐震補強に詳しいと思われる当該業者が適切であると判断した。

第4 監査の結果

- 1 上條小学校3号館耐震診断及び補強設計業務委託契約事務については、教育委員会に対する事務委任規則により500万円未満の業務委託の契約の決裁権者は、教育長となっており、本契約書においては、市長名で契約締結している点についての理由は確認できなかった。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約としていたが、「その性質又は目的が競争入札に適さないものとする」には適さず、通常は複数社による競争入札を行い、入札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の方が適切である。しかし、おおむね教育委員会に対する事務委任規則により適正に処理されていると判断する。
- 2 上條小学校3号館地震補強工事については、事務処理上、適切に処理されていると判断する。
- 3 上條小学校3号館地震補強工事設計変更及び工期変更契約については、事務処理上、適切に処理されていると判断する。

第5 結論

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

結論として、地方自治法第138条の2及び地方自治法第2条第14項並びに地方財政法第4条第1項の規定に違反する事務処理は認められず、違法・不当な公金の支出はなく、請求には理由がないことから棄却する。本件の請求に係る監査結果は、以上のとおりである。

第6 意見

本件の請求に係る監査の結果は、以上のとおりであるが、次のとおり意見を申し添える。

事務事業については、関係法令を遵守し、誠実に管理・執行することはもとより、事業遂行にあたっては、より一層充実した内容となるように専門家の意見を取り入れるなど、担当部局内で十分に協議し、意思決定するまでの過程・記録を残し、一層の「透明性」に努められ取り組まれることを強く望むものである。